
電線等の埋設物に関する 設置基準（改正）

電線等の埋設物に関する設置基準（改正）

1 基本的な考え方

今般の措置は、電線において、技術的検討の結果を踏まえ、現行制度の下で電線の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。したがって、原則として技術的検討において対象とされた電線の種類（規格）に限り、同検討で道路構造に及ぼす影響がないと評価された範囲内で運用を行うこととする。

2 適用対象とする電線の種類及び径

今般の措置の対象となる電線の種類（規格）及び径は、別表の表－１に掲げるものは路床に埋設する場合に適用できるものとし、表－２に掲げるものは路盤又は路床に埋設する場合に適用できるものとする。また、表－２に掲げる電線の種類（規格）以外のものであっても、表－２に掲げるものと同等以上の強度を有するものについては、当該表－２に掲げるものの径を超えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。なお、径には、いわゆる呼び径で表示されるものを含む。

3 埋設の深さ

２に掲げる電線を地下に設ける場合には、次に掲げる基準に従って行うものとする。

（１）電線を車道の地下に設ける場合

電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に 0.1メートルを加えた値以下としないこと。ただし、舗装計画交通量が 250 台／日・方向未満の場合において、ケーブル及び径 150 ミリメートル未満の管路を設置する場合においては、下層路盤の上面より 0.1メートル以下としないこと。

（２）電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に設ける場合

電線の頂部と路盤上面との距離は、0.1メートル以下としないこと。車両の乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）も同様とすること。

ただし、切り下げ部がある場合は、必要に応じて、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき、所要の防護措置を講じさせること。

4 運用上の留意事項

（１）今般の措置は、技術的検討の結果を踏まえ、電線を地下に設ける場合の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。その趣旨を踏まえ積極的な取組みを行うこと。なお、電線の埋設の深さにつき、各道路管理者において別に基準を定めている場合にあっては、今般の措置に即して当該基準の見直しを行うなど、実効が確保されるよう所要の措置を講ずること。

（２）道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等から、技術的検討の結果を適用することが不適切であると認められる場合は、従前の取扱いによること。

- (3) 今般の措置を適用するにあたっては、適切な舗装の施工が確保されるよう所定の技術基準を満足させること。また、電気事業等に係る技術基準等を満足させるよう指導すること。
- (4) 電線を歩道の地下に設ける場合で、事業者から、当該歩道の路面と当該電線の頂部との距離を0.5メートル以下とする内容の占用の許可の申請がなされたときには、必要に応じて、今後、切り下げ部が設けられる場合に生じる追加的な電線の防護の方法及び事業者の費用負担について所要の条件を付すこと。なお、条件に附すべき事項は別途通知する。
- (5) 電線の頂部と路面との距離を0.5メートル以下とする場合で、周辺に埋設物があるときは、将来当該埋設物の工事時の影響を最小限とするため、電線を設ける者が当該埋設物の管理者に対して埋設位置、埋設方法、安全対策等について周知するよう指導、助言を行うこと。

5 その他

- (1) 平成11年通知を別途通知のとおり改正する。
- (2) 本通知は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

表－1 路床に埋設する場合の適用

項 目	本通知を適用	平成11年通知を適用	道路法施行令を適用
鋼管 (JIS G 3452)	250mm以下のもの	—	250mmを超えるもの
強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm以下のもの	—	250mmを超えるもの
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm以下のもの	—	300mmを超えるもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	表－2のとおり	—	175mmを超えるもの
コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	—	φ125×9 条以下のもの	φ125×9 条を超えるもの

表－2 路盤又は路床に埋設する場合の適用

項 目	本通知を適用
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	130mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの
合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの
波付硬質ポリエチレン管 (JIS C 3653 附属書 1)	30mm 以下のもの
電力ケーブル	600V CVQ ケーブル (より合せ外径 64 mm)
	600V CVQ ケーブル (より合せ外径 27 mm)
通信ケーブル (光)	40SM-WB-N (12 mm)
	1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3 mm)
通信ケーブル (メタル)	0.4 mm 50 対 CCP-JF (15.5 mm)
	2 対-地下用屋外線 (5.5 mm)
通信ケーブル (同軸)	12AC (16 mm)
	5CM (8 mm)

○電線等の埋設物に関する設置基準（H11 路政課長・国道課長）改正素案 新旧対照表

現行（H11）	改正案
<p>1 基本的な考え方</p> <p>今般の措置は、技術的検討の結果を踏まえ、現行制度の下で<u>管路等</u>の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。したがって、原則として技術的検討において対象とされた<u>管路等</u>の種類に限り、同検討で道路構造及び<u>管路等の双方</u>に及ぼす影響がないと評価された範囲内で運用を行うこととする。</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>今般の措置は、<u>電線において</u>、技術的検討の結果を踏まえ、現行制度の下で<u>電線</u>の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。したがって、原則として技術的検討において対象とされた<u>電線の種類（規格）</u>に限り、同検討で道路構造に及ぼす影響がないと評価された範囲内で運用を行うこととする。</p>
<p>2 適用対象とする管路等の種類及び管径</p> <p>今般の措置の対象となる<u>管路等</u>の種類（規格）及び管径は、<u>事業の種別ごとに別表に掲げるものとする</u>。また、<u>事業の種別ごとに別表に掲げる管路等</u>の種類（規格）以外のものであっても、別表に掲げるものと同等以上の強度を有するものについては、当該別表に掲げるものの<u>管径</u>を超えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。なお、<u>管径</u>にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。</p>	<p>2 適用対象とする電線の種類及び径</p> <p>今般の措置の対象となる<u>電線の種類（規格）及び径</u>は、別表の<u>表一1</u>に掲げるものは<u>路床に埋設する場合に適用できるものとし、表一2</u>に掲げるものは<u>路盤又は路床に埋設する場合に適用できるものとする</u>。また、<u>表一2</u>に掲げる電線の種類（規格）以外のものであっても、<u>表一2</u>に掲げるものと同等以上の強度を有するものについては、当該<u>表一2</u>に掲げるものの<u>径</u>を超えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。なお、<u>径</u>には、いわゆる呼び径で表示されるものを含む。</p>
<p>3 埋設の深さ</p> <p>2に掲げる管路等を地下に設ける場合には、事業の種別ごとに次に掲げる基準に従って行うものとする。</p> <p>(1) 電気事業及び電気通信事業等</p> <p>①電線を車道の地下に設ける場合</p> <p>電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと。</p> <p>②電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に設ける場合</p> <p>路面と電線の頂部との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、車両の乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）がある場合で、路面と当該電線の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき所要の防護措置を講じさせること。</p>	<p>3 埋設の深さ</p> <p><u>2に掲げる電線を地下に設ける場合には、次に掲げる基準に従って行うものとする。</u></p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p><u>(1) 電線を車道の地下に設ける場合</u></p> <p><u>電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.1メートルを加えた値以下としないこと。ただし、舗装計画交通量が250台/日・方向未満の場合において、ケーブル及び径150ミリメートル未満の管路を設置する場合においては、下層路盤の上面より0.1メートル以下としないこと。</u></p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p><u>(2) 電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に設ける場合</u></p> <p><u>電線の頂部と路盤上面との距離は、0.1メートル以下としないこと。車両の乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）も同様とすること。</u></p> <p><u>ただし、切り下げ部がある場合は、必要に応じて、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき、所要の防護措置を講じさせること。</u></p> <p>適用対象外は引き続き運用</p>

現行 (H11)	改正案
<p>(2) 水道事業及びガス事業 水管又はガス管の頂部と路面との距離は、当該水管又はガス管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと。 なお、水管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該水管又はガス管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該水管又はガス管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける水管又はガス管につき、所要の防護措置を講じさせること。</p> <p>(3) 下水道事業 下水道管の本線の頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が1メートルに満たない場合には、1メートル）以下としないこと。 なお、下水道管の本線以外の線を、車道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は当該道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル）、歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、歩道の地下に設ける場合で、切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける下水道管につき、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じさせること。 また、下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1メートル以下としないこと。</p>	<p>適用対象外は引き続き運用</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p>
<p>4 運用上の留意事項</p> <p>(1) 今般の措置は、技術的検討の結果を踏まえ、管路等を地下に設ける場合の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。その趣旨を踏まえ積極的な取組みを行うこと。なお、管路等の埋設の深さにつき、別に基準を定めている場合にあっては、今般の措置に即して当該基準の見直しを行うなど、実効が確保されるよう所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 2に掲げる管路等を地下に設ける場合であっても、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等から、技術的検討の結果を適用することが不適切であると認められる場合は、従前の取扱いによること。 <u>また、2に掲げる管路等の種類（規格）以外の管路等を今般の措置の対象とする場合は、埋設を行う者に2に掲げるものと同等以上の強度を有することを道路管理者に示させること。</u></p> <p>(3) <u>3（1）②並びに（2）及び（3）の歩道における取扱いは、車道における技術的検討の結果を受け、別途当局において実施した検討の結果に基づいている。</u></p> <p>(4) <u>3（1）②並びに（2）及び（3）により、管路等を歩道の地下に設ける場合で、事業者から、当該歩道の路面と当該管路等の頂部との距離を0.6メートル以下とする内容の占用の許可の申請がなされたときには、必要に応じて、今後、切り下げ部が設けられる場合に生じる追加的な管路等の防護の方法及び事業者の費用負担について所要の条件を附すこと。なお、条件に附すべき事項は別途通知する。</u></p>	<p>4 運用上の留意事項</p> <p>(1) 今般の措置は、技術的検討の結果を踏まえ、電線を地下に設ける場合の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。その趣旨を踏まえ積極的な取組みを行うこと。なお、電線の埋設の深さにつき、各道路管理者において別に基準を定めている場合にあっては、今般の措置に即して当該基準の見直しを行うなど、実効が確保されるよう所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等から、技術的検討の結果を適用することが不適切であると認められる場合は、従前の取扱いによること。</p> <p><u>（3）今般の措置を適用するにあたっては、適切な舗装の施工が確保されるよう所定の技術基準を満足させること。また、電気事業等に係る技術基準等を満足させるよう指導すること。</u></p> <p>(4) 電線を歩道の地下に設ける場合で、事業者から、当該歩道の路面と当該電線の頂部との距離を0.5メートル以下とする内容の占用の許可の申請がなされたときには、必要に応じて、今後、切り下げ部が設けられる場合に生じる追加的な電線の防護の方法及び事業者の費用負担について所要の条件を付すこと。なお、条件に附すべき事項は別途通知する。</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p>

現行 (H11)	改正案
<p>(5) 施行令第12条第3号に規定する本線とは、水道又はガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。例えば、水道又はガス施設における基幹的な線以外の線で、給水管又は引込線と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には水管又はガス管の本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられる。なお、給水管及び引込線は、同号に規定する本線に該当しない。</p> <p>(6) 施行令第12条第4号に規定する本線とは、下水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。例えば、下水道法施行規則第3条第1項に規定する「主要な管渠」は、概ね本線に該当するものと考えられる。 したがって、2に掲げる管路のうち、下水道事業の用に供するものは、一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられる。</p> <p>(7) 2に掲げる管路等については、「ガス管および水道管の占用の取扱いについて(案)」(昭和44年7月15日付国道第一課・部長会議資料)2(イ)、(ロ)及び3(イ)、(ロ)の規定を適用しないものとする。</p>	<p>適用対象外は引き続き運用</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p><u>(5)電線の頂部と路面との距離を0.5メートル以下とする場合で、周辺に埋設物があるときは、将来当該埋設物の工事時の影響を最小限とするため、電線を設ける者が当該埋設物の管理者に対して埋設位置、埋設方法、安全対策等について周知するよう指導、助言を行うこと。</u></p>
<p>5 その他</p> <p><u>(1)「歩道部における道路占用に係る地下電線の埋設深度の取扱いについて」(平成4年1月17日付路政課課長補佐・国道第一課特定道路専門官事務連絡)は廃止する。</u></p> <p><u>(2)「2. 歩道の占用工事における改良土の活用と地下電線の埋設深度の取扱いについて」(平成6年3月29日付道路利用調整官・道路保全対策官事務連絡)を次のとおり改正する。</u> <u>「歩道の占用物件である地下電線の埋設深度の取扱いについて」削除</u></p> <p><u>(3)「硬質塩化ビニル管等の占用許可の取扱いについて」(平成6年5月30日付路政課課長補佐・国道第一課特定道路専門官事務連絡)を次のとおり改正する。</u> <u>2(2)③の後に次の一項を加える。</u> <u>「④ガイドラインに規定する管種のうち、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下にもうける場合における埋設の深さ等について」(平成11年3月31日付建設省道政発大32号道国発第5号建設省道路局路政課長国道課長通達)記2に規定することにより取り扱うこと。」</u></p> <p><u>別紙「硬質塩化ビニル管等の占用許可の取扱いのガイドライン」を次のとおり改正する。</u> <u>「硬質塩化ビニル管」の項中「JIS K 6741」を「JIS K 6741(300mmを超えるもの)」、</u> <u>「強化プラスチック複合管」の項中「JIS A 5350」を「JIS A 5350(300mmを超えるもの)」、</u> <u>「陶管」の項中「JIS R 1201-1991」を「JIS R 1201-1991(300mmを超えるもの)」とする。</u> <u>「ガス用ポリエチレン管」の項を削る。</u></p>	<p>5 その他</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

現行 (H11)	改正案																								
	<p>(1) 平成 11 年通知を別途通知のとおり改正する。 (2) 本通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>																								
<p>別 表</p> <p>(1) ガス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 鋼管 (JIS G 3452) 300mm 以下のもの ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm 以下のもの ポリエチレン管 (JIS K 6774) 200mm 以下のもの <p>(2) 水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 鋼管 (JIS G 3443) 300mm 以下のもの ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm 以下のもの 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742) 300mm 以下のもの 水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kgf/cm²以上) 200mm 以下で外径/厚さ=11 のもの <p>(3) 下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm 以下のもの ヒューム管 (JIS A 5303) 300mm 以下のもの 強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 300mm 以下のもの 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm 以下のもの 陶管 (JIS R 1201) 300mm 以下のもの <p>(4) 電気事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 鋼管 (JIS G 3452) 250mm 以下のもの 強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 250mm 以下のもの 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm 以下のもの コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm²以上) φ125×9 条以下のもの <p>(5) 電気通信事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 75mm 以下のもの 鋼管 (JIS G 3452) 75mm 以下のもの <p>(注) 上記括弧内の規格は、可能な限り J I S 規格を表示している。</p>	<p>別 表</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p>削除</p> <p>適用対象外は引き続き運用</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>表-1 路床内に埋設する場合の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>本通知を適用</th> <th>平成 11 年通知を適用</th> <th>道路法施行令を適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管 (JIS G 3452)</td> <td>250mm 以下のもの</td> <td>=</td> <td>250mm 超えるもの</td> </tr> <tr> <td>強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)</td> <td>250mm 以下のもの</td> <td>=</td> <td>250mm 超えるもの</td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>300mm 以下のもの</td> <td>=</td> <td>300mm 超えるもの</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>175mm 以下のもの</td> <td>=</td> <td>175mm 超えるもの</td> </tr> <tr> <td>コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm²以上)</td> <td>=</td> <td>φ125×9 条以下のもの</td> <td>φ125×9 条超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	本通知を適用	平成 11 年通知を適用	道路法施行令を適用	鋼管 (JIS G 3452)	250mm 以下のもの	=	250mm 超えるもの	強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm 以下のもの	=	250mm 超えるもの	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm 以下のもの	=	300mm 超えるもの	硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの	=	175mm 超えるもの	コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	=	φ125×9 条以下のもの	φ125×9 条超えるもの
項 目	本通知を適用	平成 11 年通知を適用	道路法施行令を適用																						
鋼管 (JIS G 3452)	250mm 以下のもの	=	250mm 超えるもの																						
強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm 以下のもの	=	250mm 超えるもの																						
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm 以下のもの	=	300mm 超えるもの																						
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの	=	175mm 超えるもの																						
コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	=	φ125×9 条以下のもの	φ125×9 条超えるもの																						

現行 (H11)

改正案

表-2 路盤又は路床に埋設する場合の適用

項 目	本通知を適用
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	130mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの
合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの
波付硬質ポリエチレン管鋼管 (JIS C 3653) 附属書 1	30mm 以下のもの
電力ケーブル	600V CVQ ケーブル (より合せ外径 64 mm)
	600V CVQ ケーブル (より合せ外径 27 mm)
通信ケーブル (光)	40SM-WB-N (12 mm)
	1SM-1F-DROP-VQ (2.0×5.3 mm)
通信ケーブル (メタル)	0.4 mm 50 対 CCP-JF (15.5 mm)
	2 対-地下用屋外線 (5.5 mm)
通信ケーブル (同軸)	12AC (16 mm)
	5CM (8 mm)